

五條市コミュニティバス車内広告掲載に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、五條市広告掲載要綱（平成20年4月五條市告示第48号。以下「要綱」という。）第3条の規定に基づき、五條市コミュニティバスの車内広告の規格、掲載枠、掲載料等について、必要な事項を定めるものとする。

(規格等)

第2条 広告の規格は、1枠につき縦360ミリメートル横510ミリメートルとする。

2 車内広告の掲載位置は、別途市が指定した位置とする。

(掲載期間)

第3条 掲載期間は、1年間とし、1箇月単位での掲載も可能とする。

(掲載料)

第4条 掲載料は、1枠当たり次に掲げるとおりとする。

(1) 広告主が市内の場合 1年につき10,000円

(2) 広告主が市外の場合 1年につき12,000円

(3) 1月単位により掲載する場合 広告主の市内外を問わず一律1,000円

(掲載料の納付)

第5条 広告主は、広告掲載料を掲載決定後市長の指定する期日までに、一括して前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告を掲載しようとする者及び掲載期間内に広告内容を変更しようとする者は、広告掲載申込書に広告原稿を添えて、掲載を希望する月の前月1日までに市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定方法)

第7条 要綱第8条の規定による審査において、掲載を適当と認める申込みが広告掲載空枠数を超えるときは、申込みのうち掲載希望月数の多いものを優先し、それでも枠数を超える場合は抽選とする。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成24年5月22日から施行する。